

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

昭和 41 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をその都度納付していたところ、47 年 4 月ごろに特例納付のはがきを送付されてきたので、この際に、未納の期間を全部納付することを考えて、さかのぼって納付した記憶がある。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月ごろに特例納付の勧奨のはがきを送付されてきて、国民年金保険料の未納の期間を全部さかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、41 年 10 月ごろに払い出されており、申立期間は国民年金の強制加入期間とされ、第 1 回目の特例納付により納付することが可能な期間であり、申立人が納付したとする金額も当時の保険料額とおおむね一致している上、経済的に保険料を納付できない事情は見当たらないことを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を特例納付により納付した可能性は高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時点で現年度納付できる昭和 41 年 4 月以降の国民年金保険料は期限内に適切に納付しており、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、長期間にわたって付加保険料を納付しているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年6月から同年12月まで

夫の勤務先の経営状況が悪化し、平成12年5月で社会保険等が無くなったので、翌月に夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。当時の確定申告書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成12年分の所得税の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には、申立人分を含む国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

また、当該確定申告書を作成した税理士は、「申立期間当時、申立人の夫は夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、確定申告書は申立人の夫が提出した申立人分を含む領収証を確認して金額を記載した。」と証言している。

さらに、申立人の子は申立期間当時、申立人が国民年金に加入していることを聞き、負担が大きいのであれば自分の扶養に入ったらどうかなどと話したことを記憶している上、国民年金の加入手続きや保険料の納付状況についての申立人の夫の記憶は具体的であり、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月21日から35年3月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月1日から35年3月21日まで
勤務先のB社が昭和34年末ごろにA社に吸収合併されたので、私は同年12月1日からA社の従業員となり、同社が倒産する36年4月20日まで同社の関連会社であるC社に勤務した。

しかし、申立期間について厚生年金保険被保険者期間が確認できないので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和34年12月21日から継続してA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し現存していない上、当時の事業主も不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年3月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち昭和53年10月から54年2月までの標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月28日から同年4月6日まで
② 昭和53年4月6日から55年4月18日まで

私は、昭和53年3月28日からA社に勤務していたが、同日から同年4月6日までの厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和53年4月6日から55年4月18日までの標準報酬月額の記録が、私の給与と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によりA社に勤務していたことが確認できる同僚1人は、申立期間に申立人が勤務していたと証言している上、申立期間当時の同社の事業主は、「申立人は申立期間に試用期間として勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が勤務期間の全期間において厚生年金保険の加入期間があったと証言しており、オンライン記録からも入社日と同時に厚生年金

保険に加入していたことが確認できる。

さらに、前述の事業主は、従業員が試用期間にある間は、社会保険に加入させず、給与からは当月分の厚生年金保険料を控除していたと証言しているが、申立人が所持しているA社の給料支払明細書により、申立人はオンライン記録で確認できる厚生年金被保険者期間より1か月分多く厚生年金保険料を控除されていることが確認できる上、保険料控除に関する証言が前述の事業主以外からは得られず、当時、給与からは前月分の保険料を当月の給与から控除する取扱いであったことが認められることから、事業主は申立人の給与から申立期間に係る保険料を控除していたと認められる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付したか否かについては、当時の事業主は、オンライン記録のとおり資格取得日を届け出たと証言していることから、社会保険事務所（当時）は申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和53年10月から54年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書の保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、当時の事業主は、オンライン記録のとおり標準報酬月額を届け出たと証言していることから、事業主は給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額で届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額により決定される標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和53年10月から54年2月までを除く期間については、申立人から提出のあった給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録による標準報酬月額より低額又は同額であることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 4 月から 3 年 3 月までの期間及び 4 年 4 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで

申立期間は未納とされているが、免除申請手続きを行ったと思う。手続きは納付書と一緒に免除申請のはがきと同封されていて、そのはがきは無職と書いて印鑑を押して出すだけだったので、そんな簡単なことをしなかったとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所から年度末に納入通知書と一緒に同封されていた免除申請のはがきは無職と書いて押印して投函したと主張しているが、申立人に係る A 市の記録には、資格取得届出日、免除申請届出日等が入力処理されているものの、申立期間に係る免除申請の届出日の記録は無い上、申立期間当時は、毎年度免除申請を行う必要があったところ、申立期間は 4 年度（4 回）にわたっており、これだけの回数^{回数}の事務処理を行政が重ねて誤ることも考え難い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間における免除申請のはがきの投函状況に関する記憶も曖昧である上、申立期間の一部に同居していた申立人の兄についても、申立期間①及び②は未納とされているなど、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 19 日から 20 年 5 月 10 日まで
A 社（現在は、B 社）C 工場で厚生年金保険被保険者として勤務した期間のうち申立期間については、昭和 20 年 8 月 8 日に脱退手当金を支給している旨、平成 19 年 5 月のねんきん特別便により知った。
脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記録されており、その支給記録はオンライン記録とも一致している上、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 20 年 8 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 26 日まで
昭和 29 年 4 月に A 社に入社し、31 年 2 月 1 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険記録が確認できないので、厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であるため、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

また、A 社の複数の同僚が「入社して数箇月は厚生年金保険に加入していない。」と証言していることから、同社では、入社後直ちにすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同時期に、学校卒業後入社した複数の同僚は、昭和 29 年 11 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者と 30 年 1 月 26 日に資格を取得している者とに分かれており、次年度において同様に学校卒業後に入社したと思われる同僚 6 人についても、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 2 つに分かれていることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 51 年 11 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A事業所に、申立期間②はB事業所に勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の総務事務を担当するC事業所が提出した臨時職員名簿により、申立人が昭和 50 年 7 月 3 日から同年 11 月 29 日までA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和 38 年 1 月 1 日から同年 4 月 10 日までであることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人が名前を挙げた当時のA事業所の関係職員からは、申立人の勤務の実態及び保険料控除に関する証言は得られず、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないため、証言を得られない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立期間の一部について、申立人がB事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録により、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 58 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、申立人が名前を挙げた同僚からも、厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、このほか、申立人

の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び
周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保
険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで

私は、中学卒業後、学校の紹介で友人と一緒に昭和 42 年 4 月から A 市 B 区にある C 社に就職し、45 年 5 月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が確認できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する C 社は、申立人が言うところの事業所の所在地及び社長の名前からみて、商業・法人登記簿等に基づき確認した結果、D 社であると認められるところ、申立人の中学校の同級生で、中学卒業後、一緒に勤務したとする同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿には、当該事業所名は無く、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、D 社の元社長の子は、「D 社は、厚生年金保険には加入しておらず、従業員には、国民年金に加入してもらっていた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。